

ご加入いただく前のご注意

- 準 共 済 金   ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共 済 金 A・B   ▪ 6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解 約 手 当 金   ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。  
                  ▪ 240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については  
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは  
右記機関まで

- 商工会   ▪ 商工会議所   ▪ 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会   ▪ 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

[www.smrj.go.jp/skyosai/](http://www.smrj.go.jp/skyosai/)

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】 平日9:00～18:00  
平成28年6月までは、右記のとおり実施しております。平日9:00～19:00 土曜10:00～15:00

取扱機関名



おトクな点がふたつ。

今日からおトク、未来もナットク。

「うれしい」が、すぐにはじまる共済。  
小規模企業共済制度



# 節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

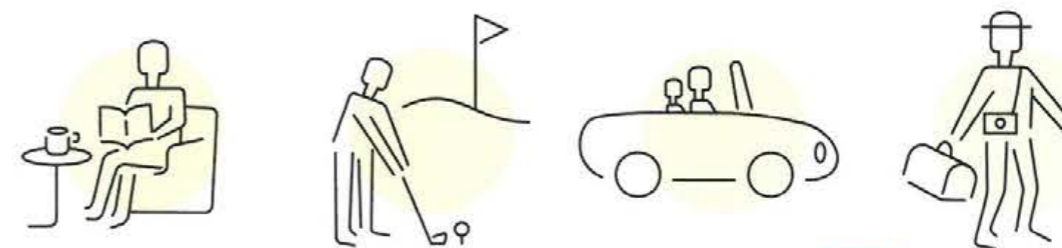
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



おトク

## 実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税される平均所得金額が400万円、  
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが  
共済金Aを受取った場合。

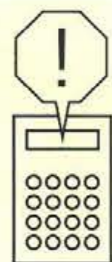
節税額合計：109,500円×15年=1,642,500円  
掛金合計額=5,400,000円 共済金A：6,033,000円  
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

## 節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。



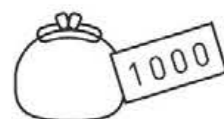
## 経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。



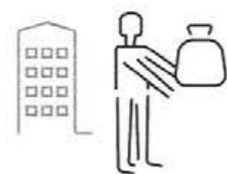
## 小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT 1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

POINT 2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。満期や満額はありません。

POINT 3



共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT 4



共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

POINT 5



共済金等の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT 6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。

## 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認ください。

## 共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業の廃止</li> <li>個人事業主の死亡</li> <li>会社等の解散 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢給付(※)</li> <li>会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退任</li> <li>会社等役員の死亡 など</li> <li>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</li> </ul>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。



### (3) 共済事由および基本共済金の額 [共済金等の税法上の

共済事由 地位	A共済事由	B共済事由
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業の廃止(※1) (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎個人事業主の死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。</li> <li>◎共済契約者の死亡</li> <li>◎共同経営者の疾病又は負傷による退任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3)</li> <li>◎会社等役員の死亡</li> <li>◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</li> </ul>

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。

※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。

#### 掛金月額1万円の場合

掛金 納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金A・共済金B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額、

取扱いについては(6)を参照してください。]

準共済事由	解約事由
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4)</li> <li>◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> <li>◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった(※4)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった</li> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> <li>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった</li> <li>◎共同経営者の退任による解約</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎任意解約</li> <li>◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)</li> </ul>

※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。

※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、共済事由が異なります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く。)

準共済金	解約手当金
600,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</li> </ul>
1,200,000円	
1,800,000円	
2,419,500円	
3,832,740円	

契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。